高市新総裁が介護報酬の期中改定に言及：規模は？財源は？

～「インフレ改定」なら史上初・経営支援で倒産件数を減らせるか～

総合調査部　副主任研究員　須藤　智也

1.　賃上げの波・物価高で介護事業所の経営は逼迫

2025 年 10 月 4 日、自民党第 29 代総裁に高市早苗氏が選出された。国会で第 104 代首相に指名されれば憲政史上初の女性首相が誕生する。新総裁会見で高市氏は、介護事業者の倒産件数が過去最高となったことに触れた。その上で、補正予算を活用した介護報酬の前倒し改定（期中改定・臨時改定）に前向きな姿勢を示した（注 1）。

介護事業者の報酬（収入）は原則 3 年ごとに改定される公定価格に基づく。収入が固定的であるため短期的な人件費・物価の高騰が経営を圧迫する（資料 1）。2027 年度の定期改定を待たない臨時改定で報酬が大幅に引き上がれば、賃上げの波・物価高で経営が逼迫する介護事業所にとっては、収支改善の兆しとなる可能性がある。

資料 1　平均賃金（全産業・介護福祉等）と消費者物価指数（総合）の推移（2020 年＝100）

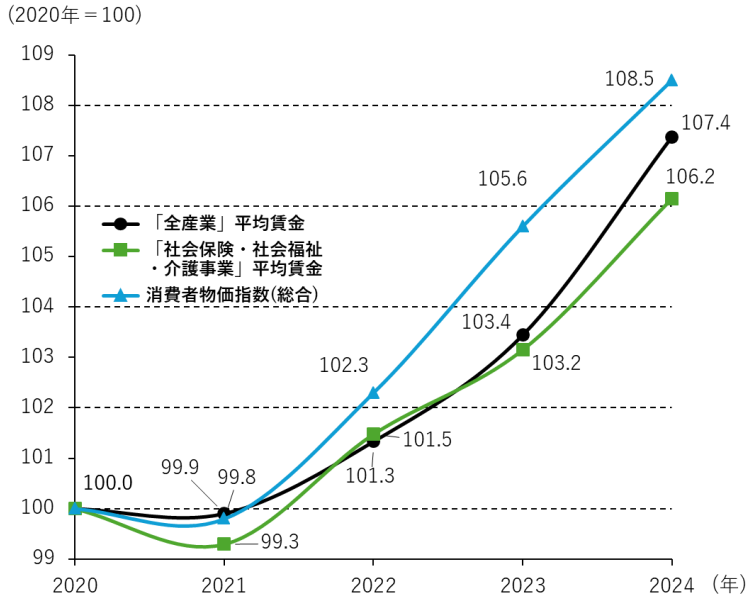

（出所）総務省「2020 年基準消費者物価指数」（2025）・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（各年版）より第一生命経済研究所作成

2.　過去の期中改定は処遇改善が多い～今回がインフレ対応なら「初めて」

資料 2 はこれまでの介護報酬改定の年度・改定率・主なトピックである。介護保険法が施行された 2000 年度から 2024 年度までに期中改定は 5 回あった。

資料 2　介護報酬改定の改定年度・改定率と主なトピック

年度	介護報酬改定率	主なトピック
2003年度	▲2.30%	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化
2005年度	▲1.90%	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し
2006年度	▲0.50%	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化
2009年度	3.00%	**○ 介護従事者の人材確保・処遇改善(介護従事者処遇改善交付金の交付)** ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証
2012年度	1.20%	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 **○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(介護職員処遇改善加算の創設)**
2014年度	0.63%	○ 消費税の引き上げ(８%)への対応
2015年度	▲2.27%	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 **○ 介護人材確保対策の推進(改定率＋1.65%)** ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築
2017年度	1.14%	**○ 介護職員処遇改善加算の拡充**
2018年度	0.54%	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 **○ 多様な人材の確保と生産性の向上** ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保
2019年度	2.13%	**○ 介護人材の処遇改善(介護職員等特定処遇改善加算の創設)** ○ 消費税の引き上げ(10%)への対応
2021年度	0.70%	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 **○ 制度の安定性・持続可能性の確保(介護職員処遇改善支援補助金の交付)**
2022年度	1.13%	**○ 介護人材の処遇改善(ベースアップ等支援加算の創設)**
2024年度	1.59%	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○ 自立支援・重度化防止に向けた対応 ○ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり **○ 制度の安定性・持続可能性の確保(処遇改善加算の制度の一本化)**

(注)色付き背景は期中改定。太字下線は処遇改善に関するトピック。

(出所)厚生労働省告示および同省各年度予算・補正予算資料より第一生命経済研究所作成

2005 年度の改定理由は介護保険法施行時に「5 年後見直し」が定められていたためだった（▲1.90%）。2014 年度改定は消費税 8%への引き上げの補填を目的としていた（+0.63%）。2017 年度改定は介護職員処遇改善加算の拡充に伴うもので、従事者の処遇改善を図るものだった（+1.14%）。2019 年度改定は消費税 10%への引き上げの補填に加え、介護職員特定処遇改善加算の創設による職歴の長い従事者の処遇改善を企図していた（消費税対応で+0.39%、全体で+2.13%）。2022 年度改定は介護職員等ベースアップ等支援加算の創設によるもので、従事者の更なる処遇改善を図るものだった（+1.13%）。

このようにみると、今まで期中改定は従事者の処遇改善を目的とするものが多かっ

た。「介護事業所の経営支援」を明確に掲げた期中改定は過去に例がない。また、高市氏は新総裁会見で物価高対策の必要性も訴えているが、インフレ対応を改定理由に据えた期中改定も過去に例がない。2026 年度の改定が、初めての「インフレ改定」となる可能性が指摘される（注 2）。

3. 「インフレ改定」は過去の期中改定より大規模か～財源はどうなる？

介護保険の総費用は 2025 年度予算ベースで約 14.3 兆円となっている（資料 3）。これを①被保険者の保険料（約 45.8%）、②税金や国債などの公費（約 46.6%）、③利用者の自己負担（約 7.6%）で賄っている。例えば仮に介護報酬が 1%引き上がれば、費用は約 1,430 億円増加する概算になる（注 3）。増える費用についても、上記①②③のいずれかで負担していく必要が生じる。

資料 3　介護保険財政の全体像（2025 年度予算ベース）

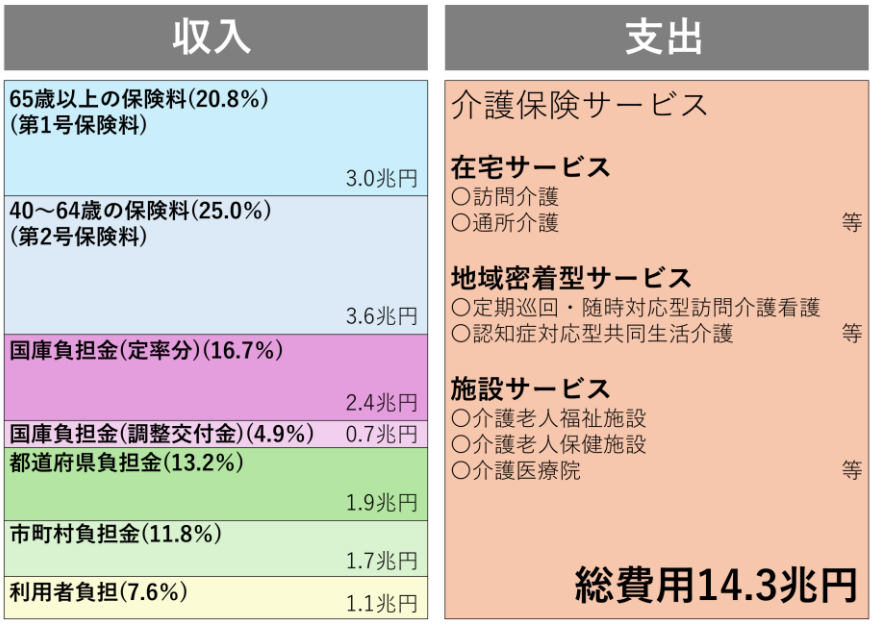

（注）数字はそれぞれ四捨五入しており合計が一致しない場合がある。保険料負担と公費負担は本来同額に調整されるが、端数処理の関係で同一となっていない点には留意されたい。
（出所）厚生労働省「地域包括ケアシステムの深化、持続可能性の確保」（2025）より第一生命経済研究所作成

直近 2022 年度の期中改定（ベースアップ等支援加算の創設）は 1.13%の引き上げだった。当初は費用の 100%が国費で賄われ、2021 年度補正予算の約 1,000 億円が充てられた。その後、2022 年度予算では国費負担割合が約 25%とされ、約 150 億円が拠出された。改定の総費用に占める国費割合は、上記①②③の割合で単純に按分するよりは高かったといえる。なお、2023 年度（改定次年度）の同加算の運営は、通年で国費負担割合が約 25%となり、2023 年度予算の約 367 億円が充てられている。

2026 年度臨時改定が「介護事業所の経営支援」を掲げる場合、ある程度大きなプ

ラス改定になることが指摘される。なぜなら人件費・物価の高騰と同程度かこれを上回る改定とならなければ、事業所の経営支援として効果が薄いためである（注 4)。この場合、必要な費用は 2022 年度期中改定を上回ることも予想される。当然、増える費用の負担について思料する必要もある。2022 年度のように期中改定年度の国費負担割合を高めたとしても、次年度以降で利用者負担の増加や保険料増額などに転嫁される可能性は完全には否定できない。また、費用が今以上に膨らむならば、抑制を企図した給付の適正化・効率化の議論が今以上に盛んになる可能性も指摘される。

4. 前倒し改定は介護サービス維持に繋がる重大な検討事項

一部では、インフレ下で 3 年ごと改定を継続することの「限界」が指摘されている。各年度改定の導入や物価にあわせた報酬スライド制の導入などを唱える動きもある。「インフレ改定」は様々な関係者へ配慮をしながら、難しい舵取りを迫られるかもしれない。ただ、介護保険サービス全体の量・質を維持するためには、「介護事業所の経営支援」は今後も継続的に議論されるべき事項であろう（注 5)。補正予算案がどのように編成され、どのような審議を経るか、動向が注目される。

以　上

【注釈】

1) 東京商工リサーチによると 2024 年の介護事業者の倒産は過去最多の 172 件（前年比 40.9％増)。なお、会見では病院経営や診療報酬改定についても触れられている。
2) 物価高に伴う報酬改定は、例えば全国老人福祉施設協議会が 2024 年 11 月に与党・自民党に「賃上げ・物価高騰対策等に関する要望」を提出して期中改定を要請している。物価高騰に伴う改定は、各団体などから要請されてきた経緯がある。
3) 報酬改定に伴う諸要素の変化を考慮しない単純な概算である点には留意されたい。
4) 2025 年度の地域別最低賃金の全国平均は 1,121 円で、前年度から 66 円上昇した。全国の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は 2025 年 1 月～9 月の各月で前年比 2.7～4.0％で推移している。2025 年度にも賃金・物価の上昇は進んでいる。
5) 勿論、介護職員の処遇改善に資する報酬改定も同様に重要な検討事項である。また、介護人材不足の解消に資する対応を検討していくことも重要になる。持続的な制度運営のためには、多角的な議論が必要であることには留意されたい。

【参考文献】

- 星野卓也（2025)「高市新総裁の経済政策はどうなるか？～Ｑ＆Ａ形式で財政、税制、金融、労働政策の今後を考える～」
  https://www.dlri.co.jp/report/macro/525847.html
- 須藤智也（2025)「介護分野の賃上げは介護報酬改定だけで進むのか？～特定最低賃金の適用是非とともに検討すべき問題の本質を探る～」
  https://www.dlri.co.jp/report/ld/435597.html